（別紙７）

　　　年　　　月　　　日

**「補助金で取得した資産」に係る合意書**

社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業の申請を行うにあたり、当該補助事業により取得する『　資産　』に関して、申請者（設置する設備の所有者）と、当該補助事業により取得する設備を設置する施設や土地等の所有者、施設の運営者が異なる場合、業務方法書実施細則第５条第１項第４号の規定に基づき、下記の通り合意します。

記

１．「申請者（設置する設備の所有者）」は、当該補助事業に係る費用の支払いを行うとともに、当該補助事業により取得する資産（財産）について、業務方法書第２０条第２項に定める処分制限期間において、適切な財産管理を行う。

２．当該補助事業により取得する設備を設置する施設や土地等の所有者が申請者と異なる場合、当該施設や土地等の所有者は、申請者に対して、その設置(工事含む)を認める。

３．「当該施設の運営者」は、普段は申請者が設置した設備を責任を持って管理し、災害時等には施設のライフラインを保つよう責任を持つ。

４．取得する資産(財産)及び申請設備の設置場所は、以下のとおり。

住　　　所　：

施設名称　：

設置する資産　：

５．上記事項を確認し、以下の通り署名する。

（申請者：設置設備所有者）会社名又は

団体名

代表者名

（当該補助事業により取得する設備を設置する施設や土地等の所有者）

会社名又は

団体名

代表者名

（施設の運営者）　　　　　 会社名又は

団体名

代表者名

※「当該補助事業により取得する設備を設置する施設や土地等の所有者」、「施設の運営者」に該当が無い場合は、抹消線で消してください。また、複数存在する場合は、行を増やして署名してください。